

企画提案書等の取扱いに関する確認依頼について

（うるま市業務委託に関するプロポーザル方式ガイドライン（別紙・様式）第2章企画提案書等について5 企画提案書等の取扱い より）

- （1） 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- （2） 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- （3） 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- （4） 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- （5） 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- （6） 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- （7） 企画提案書等の提出は、1 者につき1 案のみとする。
- （8） 提出された書類は返却しないものとする。
- （9） 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。